

英国の EU 離脱が与える意匠制度への影響

特許業務法人 有古特許事務所
弁理士 市川 友啓

1. はじめに

英国は、2016年6月23日に行われた国民投票で欧州連合（EU）離脱、所謂ブレグジット（Brexit）を選び、その後、2017年3月29日にEUに対して正式な離脱通知を行った。そして、6月19日から本格的な離脱交渉が始まっている。この離脱通知から正式な離脱までには原則最長2年の猶予が与えられ、英国は正式な離脱まで加盟国としての地位を有するものの、遅くとも2019年3月29日にはブレグジットが行われる。

このブレグジットが欧州の特許、意匠及び商標制度に与える影響の概要をまとめると、以下の通りである。

まず、ブレグジットが特許制度に対して与える影響についてであるが、これは限定的であると見込まれている。現行の欧州統一特許制度である欧州特許条約（EPC）は、EU創設を定めた欧州連合条約（マーストリヒト条約）とは別の枠組みであるためであり、欧州特許庁もEUに属していない。英国がEPCからも離脱するという動きは伝えられておらず、ブレグジット後もこれまで通り欧州特許を取得した上で英国への有効化手続きをとることにより、引き続き英国国内で保護を受けることができる。そのため、ブレグジットの前後において、英国を含む欧州における欧州特許を通じた特許保護の枠組みには変化がないと見込まれている。

一方、意匠制度及び商標制度については、ブレグジットの影響により何らかの対応が迫られることが見込まれている。

すなわち、現行の欧州統一商標登録制度である欧州連合商標（EUTM）は、EUの制度としてEUの行政機関である欧州知的財産庁（EUIPO）が管轄している。また、現行の欧州統一意匠登録制度である共同体意匠制度も、商標と同様に、EUの制度としてEUの行政機関である欧州知的財産庁が管轄している。したがって、EUTM、並びに登録共同体意匠（RCD：Registered Community Design）及び非登録共同体意匠（UCD：Unregistered Community Design）を含む共同体意匠の効力は、ブレグジット後、EU域外となる英国には及ばなくなる。

このように、ブレグジットが欧州の意匠制度及び商標制度に与える影響は大きく、英国を含む欧州において保護を受けるためには、これまでとは違った対応が迫られることが予想される。

意匠制度に関しては、審査に一定の期間を要することや、これから取得する意匠権の権利期間がブレグジットを跨ぐことを考慮すると、ブレグジットへの対応の検討を進めてもよい時期に来ているといえる。

そこで、今後も英国を含む欧州において、意匠の保護を受けるために検討すべき問題を整理したい。

現在、検討すべき事項として、次の事項があげられるものと思われる。

まず、既に登録共同体意匠（RCD）として登録されている意匠について、ブレグジット後も引き続き英国において保護を受けるため、どのように対応すればいいのかということである。この問題は、これまで RCD 制度を利用してきた出願人にとっては特に留意すべき問題であると思われる。

また、ブレグジットをふまえ、これから英国において意匠の保護を受けるためにどのように出願を行えばよいかについても検討を要すると思われる。

更に、日本の出願人は、ドイツ、英国等の代理人を通じて欧州方面の出願を行うケースが多いと思われるが、ブレグジットに伴って代理人の変更を検討する必要があるかという問題がある。

また、非登録共同体意匠（UCD）の問題についても取り上げたい。

以下、これらについて、それぞれ検討を加えることとする。

2. 既に登録共同体意匠として登録されている意匠の英国における保護について

登録共同体意匠（RCD）制度は、2003年4月1日から保護が開始された比較的新しい制度であり、欧州知的財産庁への一つの出願によって、EU加盟国全体をカバーする意匠権の取得が可能な制度である。EU加盟国への直接出願と比較して、低コスト、簡便な手続きといった特徴を有し、EU域外からも利用しやすく、欧州において意匠保護を受ける上でポピュラーな制度である。しかし上述の通り、現行の規定上はブレグジットによって英国における RCD 制度による保護は失効する。

英国に RCD の効力が及ばなくなることに對しては、ブレグジット後も英国において RCD の効力を引き続き有効に存続させるための経過措置がとられるというのが大方の予想である。しかし、英国知的財産庁は 2016 年 8 月 2 日付の声明で共同体意匠制度の利用者と議論して最良の方法を検討すると述べているものの、その後の具体的な進展は伝えられておらず、具体的な検討が進んでいないことが懸念されている。

RCD 制度と英国意匠制度は、共に事実上の無審査主義（新規性・独自性の判断を行わない）を採用するなど制度上の類似性は高く、RCD 制度による保護から英国意匠制度による保護への移行は比較的円滑に進むように思われる。しかし、英国において RCD の効力を引き続き有効に存続させるためには、一定の手続きが要求される可能性もある。既に RCD を有しており、ブレジット後も英国での保護を引き続き求める場合は、今後の動きに注目を要する。

3. これから英国を含む欧州において意匠制度による保護を受けるには

これから英国を含む欧州において意匠制度による保護を受けるには、以下の3つの方法が考えられる。

第1に、英国に対して直接出願を行うことが考えられる。広域制度である RCD 制度と並行して各国の意匠制度も存続しているため、英国に対して直接意匠出願を行うことによって、ブレジットの影響を受けずに、意匠の保護を受けることができる。

第2に、今後予定されるハーグ協定（意匠の国際登録に関するハーグ協定）への英国の加盟後に、ハーグ協定を利用した国際意匠登録出願において、英国を直接指定した意匠出願を行うことが考えられる。

ハーグ協定は、世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局に対する1つの国際出願手続により、出願時に指定した複数の締約国における保護を一括で可能とするものである。

現在、英国は、EU を介してハーグ協定に加入しているものの、単独でハーグ協定に加入しておらず、英国を直接指定することはできない。しかし、英国政府は、ハーグ協定への単独での加盟意思を表明しており、現在のところ 2018 年中の加盟が予想されている。したがって、英国単独でのハーグ協定加盟後は、英国を直接指定した国際意匠登録出願を行うことが可能になる。なお、国際意匠登録出願は、出願時に指定国を指定する必要があり、出願後の指定国の追加（事後指定）はできないため、英国を直接指定したい場合は英国のハーグ協定加盟後に申請する必要があることに留意を要する。

また、国際意匠登録出願は、登録前の出願公開が行われたり、指定国において要求される開示の程度（明確性）がまちまちであったり、各国における審査経過へのアクセスが容易であったりするなど、出願人にとって使い勝手が悪く感じられる場合もある。したがって、英国単独でのハーグ協定加盟後も上述の英国への直接出願は、出願方法の一つの選択肢として引き続き検討されることになると思われる。

第3に、ブレジットまでは RCD 制度を利用した出願のみを行うことが考えられる。上述の通り、ブレジットが行われるまでは RCD の効力は英国において引き続き有効に存続する。また、ブレジットに伴い英国において RCD の効力を引き続き有効に存続させるための措置

がとられることが予想されるため、この措置がとられることをあてにして、RCD 制度を利用した出願を行うことも考えられる。

しかし、英国において RCD の効力を引き続き有効に存続させるための措置の内容が一切明らかになっていない中で、このような措置をあてにするという不確実な状況を回避したい場合は、同時に、上記第 1 の方法（英国への直接出願）を併用することも考えられる。この場合、RCD 出願及び英国意匠出願を同日に行うか、RCD 出願を行った後に、英国意匠出願を行う必要があることに留意する必要がある。英国意匠出願を行った後に RCD 出願を行うと、RCD 出願が EU 加盟国における先願の存在を理由とする無効理由（欧州共同体意匠理事会規則第 25 条(1)(d)）を含むことになるためである。

なお、EU において保護を受けたい国が限られている場合は、RCD 出願を行わずに各国への直接出願を行うことも考えられる。

4. 欧州における代理権の問題

英国に居住していない出願人が英国に直接出願するためには、英国の代理権を有する代理人に依頼する必要がある。したがって、現在、ドイツ等の代理人を通じて欧州方面への出願を行っている場合は、新たに英国の代理権を有する代理人を選定する必要がある点に留意する必要がある。

また、ブレジット後は、英国の代理権のみを有する弁護士・弁理士は、欧州知的財産庁に対する代理権を失う。したがって、現在、英国の代理人を通じて欧州方面への出願を行っている場合は、英国を除く EU 域内の代理権を有する代理人を立てる必要がある点に留意する必要がある。

なお、英国の代理人がブレジット後も EU 加盟国として残留する隣国アイルランドの代理権を取得しようとする試みが伝えられており、これが有効なものであれば、このような代理人に英国意匠出願及び RCD 出願を依頼することも考えられる。

また、RCD 出願後登録前にブレジットが行われることが見込まれる場合は、ブレジットに伴う移管手続を行わなくてもよいように、代理権については特に配慮した方がよいと思われる。

5. 非登録意匠の保護の問題

共同体意匠制度は、登録共同体意匠（RCD）制度の他に、出願及び登録なく意匠を保護する制度として非登録共同体意匠（UCD）制度を有する。非登録共同体意匠制度は、日本の不正競争防止法上の形態模倣行為（不正競争防止法第 2 条 1 項 3 号）に相当する保護を与える

制度であり、意匠が最初に EU 域内において公衆に利用可能とされた日から 3 年間無方式に他者の模倣を禁止する権利を与える。したがって、ブレグジット後は、EU 域外となる英国での開示は非登録共同体意匠の保護要件を充足しないことになり、英国を除く EU 域内における開示が迫られる。

これに対して、英国では、不正競争に関する制定法が存在せず、同様の保護はコモンローのパッシング・オフ（詐称通用）による。しかし、パッシング・オフは商業上の信用又は評価の具備が成立要件となっており、UCD と比較して保護を受けるためのハードルが高いといえる。

また、著作権的なアプローチから出願及び登録なく意匠を保護する制度として著作権・意匠・特許 1988 年法 213 条に規定されている意匠権が存在する。この意匠権（非登録意匠権）は、著作権に対する保護に類似する保護を 10 年又は 15 年間与えるものであり、UCD や日本の不正競争防止法上の形態模倣行為と基本的な枠組みが異なるものの、これらと類似する保護を与える制度ともいえる。英国の非登録意匠権は、第 217 条(3)(c)において EU 加盟国の国民、居住者等によって創作された場合においても創作の時点において権利が成立するよう規定されているため、ブレグジット後 UCD による保護が失効した後も保護が与えられる。しかし、この規定が相互主義の観点からブレグジットに伴い削除される可能性を指摘する声もある。

また、UCD の意匠権は、表面装飾も保護するが、英国の非登録意匠権は、表面装飾を保護しない（第 213 条(3)(c)）点で保護範囲が異なる。したがって、英国が EU から離脱した後は、英国における保護対象が狭まる可能性がある。

このように、非登録意匠権については、登録意匠権以上にブレグジットに伴う影響が大きく、製品のライフサイクルが短く登録意匠権が利用し難かったり、表面装飾の意匠が重視される業界、例えば服飾業界においては、欧州における事業戦略の再考を迫られる可能性がある。

更に、ブレグジット後、既に UCD 制度において保護されている意匠に対する英国における保護については、RCD に比べ UCD は権利期間が 3 年と短いこともあり、英国において UCD の効力を引き続き有効に存続させるための措置が取られない可能性を指摘する声もある。

6. おわりに

このように、ブレグジットの影響による欧州の意匠制度の変化に関する状況は流動的であるが、大きな変化が見込まれる。デザイン先進国である欧州における意匠制度の大きな変化は、出願戦略のみならず、場合によっては事業戦略にも再考が求められる可能性があり、今後の動きを注意深く見守る必要があるものと思われる。

著者略歴

市川 友啓
(いちかわ ともひろ)

関西学院大学総合政策学部卒業

京都工芸繊維大学先端科学技術課程卒業

2006年 有古特許事務所（現特許業務法人有古特許事務所）入所

2006年 弁理士登録

現在に至る。
